

令和六年第十二回

世田谷区教育委員会定例会

時 令和六年六月二十八日

所 世田谷区教育委員会会議室

午前十時開議

○知久教育長　ただいまから令和六年第十二回世田谷区教育委員会定例会を開催いたします。

まず、次第の１、令和六年第十一回定例会会議録の承認についてですが、これに御異議ございませんか。

「〔異議なし〕の声あり」

○知久教育長　御異議なしと認め、会議録を承認することといたします。

次第の２、本日の署名委員を指名させていただきます。鈴木委員と坂倉委員、どうぞよろしく願います。

本日は、議案一件と事務局からの報告が八件でございます。

それでは、次第の３、議事に入ります。

日程第一を上程いたします。

〔大野調整係長朗読〕

日程第一　議案第三十八号　世田谷区立学びの多様化学校（不登校特例校）
等基本構想

○知久教育長　議案第三十八号につきまして、宇都宮教育総合センター長より提案理由の説明をお願いいたします。

○宇都宮教育総合センター長　それでは、議案第三十八号、世田谷区立学びの多様化学校（不登校特例校）等基本構想について御説明いたします。

本案は、世田谷区立学びの多様化学校（不登校特例校）等基本構想を策定するため、議案として提出するものでございます。

令和六年五月三十一日に開催した第十回教育委員会において報告した基本構想（案）からの変更はございません。

説明は以上となります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○知久教育長　ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、

どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長 それでは、議案第三十八号について採決を行います。
本件を原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

「「異議なし」の声あり」

○知久教育長 御異議なしと認め、本件を原案のとおり承認いたします。
それでは、次第の4、報告事項の聴取に入ります。

(1)令和六年第二回区議会定例会における議案の審査結果について、本件に
関して、井上教育総務課長より口頭説明をお願いします。

○井上教育総務課長 口頭での説明で恐縮でございます。令和六年第二回区議
会定例会における教育に関する議案の審査結果について御報告をさせていただ
きます。

令和六年第二回区議会定例会における議案につきましては、お手元の次第に
記載のとおり、令和六年度世田谷区一般会計補正予算（第一次）（教育委員会
事務局所管分）から、世田谷区立学校設置条例の一部を改正する条例まで四件
でございましたが、いずれも六月十九日の本会議にて可決されてございます。

報告は以上でございます。

○知久教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、
どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長 それでは、次に進みます。

(2)世田谷区子どもの人権擁護機関「せたがやホッと子どもサポート」の令
和五年度活動報告について、本件に関して、井上教育総務課長より説明をお願

いたします。

○井上教育総務課長 それでは、世田谷区子どもの人権擁護機関「せたがやホッと子どもサポート」の令和五年度活動報告につきまして御説明をさせていただきます。

資料を御覧ください。初めに、1の主旨でございます。世田谷区子どもの人権擁護機関、略称、せたホッとによりまして、令和五年度の活動報告が取りまとめられまして、このたび区に報告書の提出がございましたので、教育委員会に御報告するものでございます。

次に、2の活動報告書〈令和五年度〉の主な内容でございます。それぞれの項目につきまして、報告書本編のページ番号の記載がございますが、こちらは、本日の資料右上に記載しているページ番号ではなく、報告書本編の下のように表記しているページ番号を掲載してございますので、後ほど御確認いただければと思います。

まず、(1)の令和五年度の新規相談件数は三百件でございました。

次に、(2)の相談の主な内容でございますけれども、対人関係の悩みが八十一件で一番多く、全体の二七％となっております。次いで、いじめ、学校・教職員等の対応と続いております。

(3)の初回の主な相談者につきましては、子ども本人からの相談が二百一件で全体の六七％となっております。

(4)初回（新規）の相談方法でございますけれども、電話が百三十九件と一番多くなっておりまして、次いで、はがき、メールとなっております。なお、はがきによる相談受付は令和三年度から開始した取組みでございます。

資料、2ページを御覧ください。(5)新規相談（三百件）のうち年度内に対応を終了した件数につきましては、記載のとおり、二百二十七件でございます。残る七十三件及び令和四年度以前から継続の六件を足しました七十九件に

つきましては、令和六年度に継続して対応することとなります。

(6) 委員・専門員の総活動回数は、相談対応先別に集計をしてございます。

先ほど御説明したとおり、令和五年度の新規相談件数は三百件で、前年度の三百六十七件から減少しましたが、総活動回数は前年度を上回るという結果になっています。

(7) 権利の侵害を取り除くための申立て等につきましては、子ども条例第九条に基づく申立てとなりますが、令和四年度に引き続きまして、令和五年度も申立て及び調査はございませんでした。

(8) 普及啓発活動です。平成二十五年度の開設当初より実施をしております
いじめ予防授業ですが、令和五年度は小学校五校で実施をいたしました。また、令和五年度より、新規事業として、学校教員向け研修、採用十一年目の中堅教諭対象の必修研修を実施し、子どもの権利についての講義を行ってございます。

最後に、3の活動報告会の開催についてでございます。区民への報告会を七月二十三日火曜日の十八時、午後六時からでございますけれども、子ども・子育て総合センターで開催する予定でございます。活動報告会の内容につきましては、詳細が確定次第、区ホームページなどで周知をしてまいります。

私からの説明は以上でございます。

○知久教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長 それでは、次に進みます。

(3) 令和六年度小学校入学前幼児に対する眼科検診（弱視等発見のためのスクリーニング検査）の導入について、本件に関して、鈴木学校健康推進課長よ

り説明をお願いします。

○鈴木学校健康推進課長 令和六年度小学校入学前幼児に対する眼科検診（弱視等発見のためのスクリーニング検査）の導入について御説明いたします。

まず、1、主旨についてです。視力の発達については、六歳頃にはおおむね完成するとされており、遅くともこの時期までに弱視等につながる要因を発見し、適切な治療へつなげることが将来にわたる目の健康のために重要とされております。区では、こうした弱視等の早期発見のため、令和四年度から、三歳児健診時の視覚検査において、SVS、スポットビジョンスクリーナーを用いた屈折検査を導入しております。しかし、三歳児健診によるSVS検査等が実施されていない自治体もあることから、初めての学校生活を迎える小学校入学前に弱視等を早期発見し、必要な治療を行い、適切な就学につなげるため、四歳以降に世田谷区に転入してきた小学校入学前の幼児を対象にスクリーニング検査を導入することといたしました。

次に、2、検査についてです。(1)検査内容は、医療機関にて眼科医による弱視等を発見するための検査として、矯正視力検査等を行います。

(2)費用は、記載のとおりでございます。

続いて、3、実施内容について御説明いたします。(1)対象者は、主旨でも触れましたとおり、四歳以降に世田谷区に転入してきた令和七年四月に小学校入学となる幼児としております。

(2)案内方法は、対象者の保護者に対し個別に受診案内を郵送し、各自で指定眼科医療機関を受診していただきます。

(3)受診先医療機関は、区内指定眼科医療機関、(4)医療機関受診期間は、十月一日から来年三月三十一日までで医師会と調整中でございます。

(5)検査案内者数は、一年前の人数、つまり、令和五年九月一日時点において、四歳以降に世田谷区に転入してきた令和六年四月に小学校入学となる幼児

の人数を参考として記載しております。

最後に、4、今後のスケジュールは記載のとおりです。

説明は以上でございます。

○知久教育長　ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長　それでは、次に進みます。

(4)区立二子玉川小学校のプール塗装剥離に伴う改修工事について、本件に
関して、池田教育政策・生涯学習部副参事（教育施設担当）より説明をお願いします。

○池田教育政策・生涯学習部副参事（教育施設担当）　それでは、区立二子玉川小学校のプール塗装剥離に伴う改修工事について御報告させていただきます。

1の主旨を御覧ください。二子玉川小学校におきまして、本年六月、プール開始以降、プール槽内の塗装剥離によります児童の受傷が複数発生したため、水泳授業を一時休止しております。早期にプールの再開ができますよう、緊急改修工事を行うこととしたため、御報告するものでございます。

2の施設概要でございます。昭和六十年に竣工している校舎でして、その屋上にプールがございます。

次に、3、経緯と発生状況でございます。プール開きは六月三日に行っております。六月十二日に、学校から、児童のけがが相次いだため、プールの授業を休止している、学校より保護者宛てに水泳授業の休止をすぐるにて連絡したとの連絡がございました。休止までに実施しました水泳授業につきましては、記載のとおりとなっております。

添付している写真を御覧ください。左上にあります写真は、プール開始前の状況となっております。

続きまして、資料の一番下にございます、4の今後の対応を御覧ください。早期のプールの再開をめざしまして、プール槽の全面塗装による改修工事を行ってまいります。

次のページ、二ページをお願いいたします。今後のスケジュールでございます。八月上旬に改修工事を開始しまして、工事期間を約一か月としております。おおよそ九月上旬に完了予定となります。学校では、プール授業につきまして、工事完了後、九月末までを予定しております。

報告は以上です。

○知久教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

○澁澤委員 このけがの状況とその後の対応あたりをちよつと御説明いただけますか。

○池田教育政策・生涯学習部副参事（教育施設担当） けがの状況ですと、薄皮といいますが、紙ですつと切ったような状況でして、保健室で手当てをして、それで終了としております。

○坂倉委員 ありがとうございます。早急な対応を取られていらっしゃると思うんですけども、工事開始が八月までずれ込むこと、それから一か月、期間を見ているということなんですけれども、プールの期間が終わってしまうといえますか、九月にならないと使えないということで、かなり時間がかかってしまう理由がもしあれば教えてください。

○池田教育政策・生涯学習部副参事（教育施設担当） まず、プールの水を全部抜いて、それで状況をもう一回確認して、業者の見積りが必要になってまいります。その後、工事の金額によっては、手続きに時間がかかるということです。

もありまして、なかなかすぐ塗装工事に入れないという状況がございます。あとは、工事に入りますと、屋上のプールですので、塗装する場合だと、天候なり、その辺の作業が時間がかかるということもありますので、やはり工事期間は一か月ぐらいはかかってしまうというところで、準備期間も含めまして、工事の完了までは、九月上旬まではかかるところです。なるべく早く工事できるように調整しております。

○坂倉委員　ぜひお願いいたします。ありがとうございます。

○中村委員　今と関連するんですけども、そうすると、今回は、プールが九月まで中止ということですが、よく小学校は、夏期のプール教室とかに力を入れているんですが、何か代替措置とかは取られるんですか。

○池田教育政策・生涯学習部副参事（教育施設担当）　既に二年生、四年生、六年生というのは、一回、プールの授業が入っておりますので、九月いっぱいまでは学校のほうで授業を行いたいという意向がございました。代替え施設におきましては、実は、近くに民間のプールを、今、瀬田小学校が改築工事使っています。その施設の利用というのも考えられますが、瀬田小の子どもたちが今使っているところがございます。契約が十月中旬まで契約しておりますので、それ以降であれば使えるということがありましたが、学校にお聞きしましたところ、十月以降であればちよつとということでした。

○中村委員　分かりました。

○鈴木委員　今回、二子玉川小学校でこのような事例がありました。今後、ほかの小学校、中学校等でも同じような事例が出てくる可能性がありますので、ぜひ、そのあたりは注意喚起なり、皆さんへ周知をお願いしたいと思います。

○知久教育長　意見でよろしいですか。

○鈴木委員　はい、私は意見です。

○知久教育長　よろしいですか。それでは、次に進みます。

(5)令和五年度指定管理施設に係る事業報告について（文教常任委員会所管分）、本件に関して、齋藤中央図書館長より説明をお願いします。

○齋藤中央図書館長　それでは、令和五年度指定管理施設に係る事業報告について（文教常任委員会所管分）について御報告させていただきます。

1の主旨でございますが、区では、世田谷区指定管理者制度運用に係るガイドラインに基づき、指定管理者制度の透明性をより一層高めるため、毎年度、指定管理者より提出されている事業報告の内容を整理し、公表しております。令和五年度の事業報告が指定管理者より提出されましたので、御報告するものです。

2の対象施設は、文教常任委員会所管としては図書館の三施設で、烏山図書館、下馬図書館、経堂図書館の三館です。指定管理者は、烏山図書館が株式会社ヴィアックス、下馬図書館が世田谷TRC・東急コミュニティグループ、経堂図書館が株式会社図書館流通センターでございます。

3の内容につきましては、二ページ以降の別紙で御説明させていただきます。

4の公表方法ですが、区ホームページに掲載するとともに、区政情報センター、区政情報コーナーに閲覧用の冊子を用意いたします。

それでは、各施設の事業報告について御説明いたします。

右肩のページ、二ページを御覧ください。まずは、烏山図書館でございます。1の指定管理施設の概要と2の業務実績、利用状況に関する事項は記載のとおりでございます。

三ページを御覧ください。指定管理に関する業務の収支、4、事業計画書で提案した事業等の実施状況も記載のとおりでございます。

四ページにお進みください。5、事業実績の評価と改善の取組み、こちらは

指定管理者による自己評価ですが、地域との連携では、今年度より、日本女子体育大学の学生と「人形劇、おはなし会」を共催した。また、ボランティア団体や区民センターと連携した事業や他館では行っていないような事業を新たに企画、実施し、好評だった。烏山図書館が行った利用者アンケートでは、六割以上が満足という結果であったが、館内環境の改善意見が目立ったので、今後は、見回りの強化や運用ルールを検討するなど、利用しやすい図書館づくりに取り組んでいくと報告を受けました。

続きまして、6、事業実績の評価、こちらは施設管理所管課による評価でございますが、六ページ、合計欄を御覧ください。採点上、九十二点満点中七十一点になりました。烏山図書館は複合施設のために、施設管理に関する採点を行っていないことから、ほかの図書館は百点満点ですが、烏山図書館は九十二点満点とさせていただいております。九十二点満点として、評価については七・二ポイントの評価で、総合評価はAとさせていただきました。

評価結果に対する今後の対応につきましては、引き続き、施設の管理運営について適切に指導していくとともに、特色ある図書館サービスの充実に向け、館内環境の改善、地域連携の強化を進められるように、中央図書館として指導、調整を図ってまいります。

お進みいただきまして、七ページを御覧ください。こちらは、下馬図書館の評価でございます。1の指定管理施設の概要と2の業務実績、利用状況に関する事項は記載のとおりでございます。

八ページにお進みください。3、指定管理に関する業務の収支、4、事業計画書で提案した事業等の実施状況は記載のとおりであります。

続きまして、九ページにお進みいただき、5、事業実績の評価と改善の取組み、こちら指定管理者による自己評価ですが、高齢者向け事業を新たに実施するとともに、商店会主催の地域イベントでのおはなし会や、昭和女子大と連

携した子ども向け事業や講演会に加え、新たに平和資料館や三茶 de 大道芸と連携したおはなし会や企画展示、昭和女子大と連携した世田谷ふしぎの本プロジェクト等を実施したことで、地域の団体や教育施設とも十分な関係構築を実現できたと報告を受けました。今後も引き続き、下馬地域の特色を生かした連携を進めるとともに、図書館サービスの充実を図っていくとともに、SNSを活用して地域情報や行事告知などを積極的にを行い、地域に根差した読書活動の促進を図っていくことを報告を受けました。

お進みいただいて、一〇ページを御覧ください。6、事業実績の評価、こちらは、我々、中央図書館による評価ですけれども、お進みいただいて、一一ページの合計欄を御覧ください。こちらは、区のガイドラインの採点上、百点満点中七十九点で、評価をAとさせていただきました。担当所管課としては、施設の管理運営について適切に指導を実施していくとともに、近隣の文化行政施設とのさらなる地域連携や情報発信の継続、強化を図り、下馬図書館ならではの特色ある図書館サービスの充実に向けた調整を行っていくいたしました。

お進みいただいて、一二ページを御覧ください。最後の図書館で経堂図書館でございます。1の指定管理施設の概要と2の業務実績、利用状況に関する事項は記載のとおりでございます。

お進みいただいて、一三ページを御覧ください。3、指定管理に関する業務の収支、4、事業計画書で提案した事業等の実施状況も記載のとおりでございます。

お進みいただいて、一四ページ、5、事業実績の評価と改善の取組み、指定管理者による自己評価ですが、こちらは、地域との連携では、昨年度から引き続き、東京農業大学や大宅壮一文庫、商店街との連携事業を実施、新たに小田急SCデイベロップメントと連携して、経堂コルティを会場としたおはなし会や体験事業を行うなど、非来館者への図書館利用、読書促進につながるアプロ

ーチなどを行うことができた。経堂図書館の特色や魅力を生かす運営に取り組んでいくという報告を受けました。

お進みいただいて、一五ページ、6、事業実績の評価でございます。こちらにつきましても、一六ページにお進みいただき、合計のところを御覧いただくと、百点満点中七十九点でした。七十九点のため、総合評価をAとさせていたできました。我々、中央図書館としては、自主事業の認知度、利用度の向上につながる情報発信等の工夫など、さらなる図書館サービスの充実に向けて指導、調整を行っていくとさせていただきます。

御説明は以上になります。

○知久教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長 それでは、次に進みます。

(6)令和七年度指定校変更の制限について、本件に関して、近藤学務課長より説明をお願いします。

○近藤学務課長 それでは、令和七年度指定校変更の制限について御報告させていただきます。

1の主旨でございます。教育委員会では、地域とともに子どもを育てる教育を推進する観点から、小・中学校において、各学校の通学区域を定め、就学すべき学校を指定しております。一方、法令では、相当の理由があると認められる場合は、指定校以外の学校への変更の申請ができることとされております。区では、申請理由が相当と認められ、受け入れる学校においても支障がない場合には、変更を許可しております。しかしながら、通学区域内の児童・生徒の増加などにより、教室数の不足といった施設規模から児童・生徒の受入れが困

難と見込まれる場合には、通学区域の変更はせず、他の通学区域からの指定校変更を制限しております。このたび、令和七年度の指定校変更の制限校等についてまとめましたので、御報告をさせていただきます。

2の令和七年度の指定校変更の制限校等でございます。米印にございますとおり、令和七年度より新たに制限校となる学校、また、制限を解除する学校ともございますので、今年度、制限校となっている学校が令和七年度も継続して制限校ということになります。

以下、(1)から(3)まで制限校とする事由別にまとめさせていただいております。

(1)は、通学区域内の児童・生徒数の増加が見込まれるため、引き続き制限校とする学校で、記載のとおり、小学校二校、中学校一校となります。

次に、(2)は、今後、通学区域内にマンシヨン開発の予定がありまして、児童・生徒数の増加が見込まれるため、引き続き制限校とする学校でございます。松丘小学校が該当いたします。

続いて、(3)は制限を解除して、他の通学区域の児童・生徒の就学まで許可してしまうと教室数の不足が見込まれるため、引き続き制限校とする学校となります。記載の小学校六校、中学校二校となりますが、このうち桜丘中学校につきましては、令和五年度から引き続き、部活動を事由とした指定校変更の受入れのみ行わないこととしております。

資料の二ページを御覧ください。指定校変更の許可基準をお示ししております。この基準における区分のうち、桜丘中学校につきましては、令和四年度までの実績として、部活動を理由とした申請が多く、全体の約半数を占めていたことから、令和五年度から、部活動を理由とした指定校変更の受入れを行わないこととしており、令和七年度につきましても、これを継続するものです。なお、部活動以外の事由、例えば友人関係で特に配慮を要する場合ですとか、そ

の他、特別な事情等、受入れが必要な事由につきましては、引き続き対応をしております。

次に、3の今後の進め方でございます。令和八年度以降の指定校変更の制限の解除ですとか、新たな制限につきましては、各校の通学区域内の児童・生徒数の推移ですとか、教室数の確保など、施設整備の状況を踏まえて、個別に対応を検討してまいります。

最後に、4の今後のスケジュールでございます。七月十五日に区のホームページ、八月十五日号の「区のおしらせ」に掲載するほか、秋に実施を予定しております就学時健康診断などの機会に保護者に周知をしてまいります。

御報告は以上でございます。

○知久教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長 それでは、次に進みます。

(7)中学校特別支援学級の開設について、本件に関して、中塩屋支援教育課長より説明をお願いします。

○中塩屋支援教育課長 中学校特別支援学級の開設について御報告いたします。

資料一ページ目のかがみ文、1、主旨でございます。既に一月二十三日の教育委員会において、令和七年度に開設する小学校の特別支援学級四校について御報告をしておりますが、今回は、特別支援学級を希望する生徒の増加に基づき、令和七年度に開設する中学校の知的障害と自閉症・情緒障害の特別支援学級の対象校について報告するものでございます。

2の令和七年四月の開設予定校でございます。(1)の尾山台中学校は、知的

障害学級を開設いたします。近隣の八幡中学校の在籍生徒数の緩和をし、玉川地域周辺の生徒の通学の負担の軽減を図るために、一学級を開設いたします。

(2)の玉川中学校は、自閉症・情緒障害学級を開設いたします。中学校の自閉症・情緒障害学級が区内に二校のみであることから、定員増と玉川地域周辺の生徒の通学の負担の軽減を図るために、一学級を開設いたします。

3のその他でございます。今後の整備計画については、現在進めている世田谷区立小・中学校特別支援学級等整備計画の改定と併せて検討いたします。

4の今後のスケジュールについては、記載のとおりでございます。

別紙として、二ページ目に中学校の知的障害学級の配置図を、三ページ目に自閉症・情緒障害学級の配置図をお示ししております。

報告は以上でございます。

○知久教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいでしょうか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長 それでは、次に進みます。

(8)各課行事予定について、本件に関して、井上教育総務課長より説明をお願いします。

○井上教育総務課長 それでは、令和六年七月の各課行事予定について御報告させていただきます。

まず、教育委員会定例会の予定でございます。七月九日に第十三回定例会、また、三十日及び三十一日に第十四回の定例会が予定されてございます。

次ページ以降に各課の詳細な行事予定表をおつけしておりますので、後ほど御確認いただければと思います。

報告は以上でございます。

○知久教育長　ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長　(9)その他の連絡事項等はございませんか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長　本日は、資料配付が六件ございますので、御覧になっておいてください。

次回の教育委員会は、七月九日火曜日午後二時三十分から、教育委員会会議室において開催いたします。

以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして令和六年第十二回世田谷区教育委員会定例会を閉会いたします。

午前十時三十二分閉会